諮問庁:金融庁長官

諮問日:平成28年12月16日(平成28年(行情)諮問第722号) 答申日:平成29年6月19日(平成29年度(行情)答申第94号)

事件名:特定会社に係る検査報告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1及び文書2(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部又は全部を不開示とした各決定については,別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月27日付け証監委第4093号により証券取引等監視委員会事務局長(以下「処分庁」という。)が行った一部開示決定及び不開示決定(以下、併せて「原処分」という。)について、不開示とされた部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 以下のとおりである(なお、審査請求書に添付された資料及び意見書の内 容は省略する。)

(1) 行政文書開示決定通知書記載の不開示文書について

ア はじめに

審査請求人が、「特定会社について特定年月日付でなされた行政処分勧告の基となった一切の文書(同社に対する報告徴求書面及び同社からの報告書を含む)」の開示請求を行ったところ、処分庁は、特定会社に係る検査報告書の大部分を、法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした。しかし、以下に述べるとおり、上記文書に記載された情報(以下、第2においては「本件不開示情報1」という。)は、同条所定の不開示情報には当たらず、また、一部不開示情報が含まれるとしても部分開示の義務がある(法6条)。

イ 本件不開示情報1は、法5条1号に該当しないこと

処分庁は、特定会社の役職員及び検査担当証券検査官の氏名その他の個人に関する情報等を開示した場合には、当該個人の権利利益を害するおそれがあると主張する。

しかし、まず特定会社の役員については、同社の商業登記簿におい

て、代表取締役であればその氏名、住所、就任(退任)年月日、登記日等、その他役員であればその氏名、就任(退任)年月日等が記録されているほか、同社ホームページにおいても役員(その氏名、略歴、所属委員会)一覧が閲覧可能な状態にあるのであるから、役員の氏名等を開示することにより当該役員の権利利益を害するおそれはない。職員についても、執行役については上記ホームページに掲載されており、それらの者の氏名等を開示することに何ら支障はない。

次に、検査担当の「証券検査官の氏名その他の個人に関する情報」についても、それがその職務の遂行に係る情報であるときは、当該検査官の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については開示する義務があるのであって(法5条1号ハ)、氏名以外の「職」及び「職務の遂行の内容」についてまで法5条1号を根拠に不開示とすることはできない。また、検査官が職務遂行の内容として特定会社に対する検査を実施したことは、行政処分の事実が公にされている以上、公知の事実というべきであり、当該職務遂行の内容は検査官のプライバシーとは無縁の事柄であるから、同号によって検査官の氏名等を不開示とする理由はない。

以上から,本件不開示情報1は,法5条1号に該当しない。

ウ 本件不開示情報1は、法5条2号イに該当しないこと

処分庁は、特定会社及びその他の法人に関する情報が含まれている として、法5条2号イに該当すると主張する。

しかし、法5条2号イに該当するというためには、法所定の権利、競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることを処分庁において主張立証することが必要であり(最高裁平成23年10月14日第二小法廷判決、判例タイムズ1376号123頁参照)、当該蓋然性の有無については、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利利益の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人の行政との関連性を十分考慮する必要がある(引用文献省略)。処分庁においても、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条各項の決定をするための基準」(証監委第99号。以下「本件審査基準」という。)を策定し、その別添1の4-2(4)において、同号イ「害するおそれ」の解釈基準として同旨を定めている。

しかるに、処分庁による不開示理由を概観しても、特定会社及びその他の法人のいかなる情報が不開示情報とされたのかさえ明らかでなく、これを公開することで特定会社その他の法人のいかなる利益が害されるのか、当該利益が害される蓋然性があるのか、当該蓋然性の有無の判断につき害されるとする利益の保護の必要性等についてどのよ

うな判断をしたのかも、全く明らかでない。また、特定会社に対する 行政処分の事実は既に金融庁により公表されており、そうである以上、 当該行政処分の根拠となった文書に係る本件不開示情報1の内容を開 示することによって特定会社の権利利益が更に害されるとはいえず、 仮にそのような権利利益が存在するとしてもそれは極めて小さいもの である。したがって、現時点においては、本件不開示情報1の開示に よって、特定会社について上記「正当な利益が害される蓋然性」があ るとは到底いえず、本件審査基準に照らしても、本件不開示情報1が 法5条2号イに該当するという余地はない。

また、以上の点をおいても、本件不開示情報1を公にすることが必 要と認められる(法5条2号ただし書)。すなわち、本件開示請求の 目的は、まず第一に、特定会社が金融商品取引業者として厳に履行す べき法令を遵守した業務執行を怠り、①特定事項1の管理が極めて不 適切であったこと、②特定事項2の管理の不備、③特定事項3が機能 していない状況があったことが、それぞれ処分庁による処分勧告(及 びこれを受けた金融庁による処分)によって公にされたところ,肝心 の特定事項1及びその管理の実態についてはそれ以上に処分庁によっ て明らかにされなかったため、特定会社の顧客が具体的な被害を被っ たのかどうかを検証することにある(敷衍するなら、行政処分の勧告 書等においては、特定会社の「特定事項1の管理が極めて不適切であ ったこと」などという極めて抽象的な表現が使われているが、これを 一読すると、同社のシステム全体が機能しておらず会社としてはもは や取引を継続できない状況にあるのではないか、同社の顧客に対して も特定事項1等によって深刻な被害を与えたのではないか、という印 象を受ける。しかし、実際には特定会社は業務を継続し、引き続き顧 客との間で今日まで取引を行っており、顧客に対して特定事項1に関 する補償をしたという報道ないし発表はない。そうすると、処分庁が 処分勧告の対象とした特定事項1というのは、それほど深刻でなく、 顧客には被害を与えなかったか、あるいは被害を与えたにもかかわら ず特定会社(及び処分庁)がこれを公表しないことによって被害が隠 蔽されているのではないか,という合理的な疑いがある。つまるとこ ろ、特定事項1の内容が分からない限り、この点が明らかにされるこ とはないのである。)そして第二の目的として、処分庁が処分勧告を 行った特定事項1等とはいかなるものであったかを知ることによって、 処分庁がその勧告権限を適切に行使していたか否かを監視し、確認す ることがある(法1条の目的)。

したがって、人の「生活又は財産」を保護するため、本件不開示情報1は公にする必要があるから、本件不開示情報1は法5条2号ただ

し書により直ちに開示されなければならない。

エ 本件不開示情報1は、法5条6号イに該当しないこと

処分庁は、「任意の検査で得た情報及び検査の着眼点や手法等の検査方法に係る情報」及び「(特定会社)に対する検査を担当した証券検査官の氏名」について、法5条6号イに該当すると主張する。

しかし、法 5 条 6 号は、同条柱書きにおいて定める原則開示義務の例外である。したがって、同条 6 号イに該当するというためには、同号イ所定の支障が生ずる抽象的な可能性があるというだけではなく、実質的に当該支障が生ずる蓋然性が認められることを要し、また、同号イ所定の支障が生ずる「おそれ」についても、単なる確率的な可能性ではく、法的保護に値する蓋然性があることを、行政機関において主張立証しなければならない(引用文献省略。本件審査基準別添 1・8 - 1 (3))。東京地判平成 2 8 年 1 月 1 4 日は、同号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」とは、国の機関等が行う事務又は事業の性質に照らして、当該事務又は事業を公にすることによる利益を踏まえても看過し得ないような実質的な支障が当該事務又は事業に生じる場合をいい、「支障を及ぼすおそれ」とは、当該事務又は事業の適正な遂行について実質的な支障が生じる蓋然性が認められることを要すると解すべきであると判示している。

しかるに、処分庁による不開示理由を概観しても、法 5 条 6 号イに該当するとされる不開示部分を公開することで実質的にどのような支障が生じ、どのような法的利益が侵害される蓋然性があるのか、全く明らかでない。

また、そもそも処分庁は本件の行政処分を行ったことを公開しているのであるから、処分庁と特定会社(ひいては金商法56条の2に基づく報告徴取・検査を受け得る立場にある業者)との間に信頼関係など成り立ち得ない。それに加えて、金商法56条の2の報告徴取・検査については、これを拒み、忌避し、あるいは虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合には1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(あるいはこれらの併科)に処せられるのであるから(金商法198条の6第10号、11号)、処分庁に対し、事業者が報告徴取・検査への協力を拒否したり、虚偽の報告又は資料を提出したりすることは考え難い。また、着眼点が明らかになることによって、金融庁による報告徴取及び検査を拒否することができるようになるわけでもないしたがって、本件において法5条6号イに該当するとされる不開示部分を開示したところで、他の事業者等との関係で、今後の処分庁による検査において違法又は不当な行為の発見を困難にし、検査の適正な

遂行に支障を及ぼすおそれ(その支障が実質的に生じる蓋然性)があるとはいえない。

したがって、本件不開示情報1は、法5条6号イに該当しない。

オ 本件不開示情報1を部分開示すべきこと

本件不開示文書の全てにわたって、特定会社その他の法人の事業に 実質的な支障が生じる情報が記載されているはずがなく、本件不開示 情報1の全部を不開示とする合理性はない。一部記載を除くことによ り、公にしても、特定会社等の権利利益が害されるおそれがないと認 められる部分については、部分開示をするべきである。

(2) 行政文書不開示決定通知書記載の文書について

ア はじめに

処分庁は、審査請求人の開示請求に対し、特定会社に係る検査報告書付属資料を、法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとして不開示とした。しかし、以下に述べるとおり、上記文書に記載された情報(以下、第2においては「本件不開示情報2」という。)は、同条所定の不開示情報には当たらず、また、一部不開示情報が含まれるとしても部分開示の義務がある。

イ 本件不開示情報2は、法5条1号に該当しないこと

上記(1) イのとおり、特定会社の役職員は同社商業登記簿及びホームページにおいて公表されており、それを開示することによる権利利益の侵害は想定されないし、本件不開示情報2は証券検査官による職務遂行の内容に係るものであるからその職及び職務遂行の内容を法5条1号により不開示とすることはできず、そのプライバシーに係るものではないから個人情報として権利利益の侵害を想定することはできない。したがって、本件不開示情報2は、同号に該当しない。

ウ 本件不開示情報2は、法5条2号イに該当しないこと

法5条2号イの解釈基準については上記(1) ウのとおりであるところ,処分庁による不開示理由を概観しても,特定会社及びその他の法人のいかなる情報が不開示情報とされたのかさえ明らかでなく(付属書類とは何を含むのか不明である。),これを公開することで特定会社その他の法人のいかなる利益が害されるのか,当該利益が害される 蓋然性があるのか,当該蓋然性の有無の判断につき害されるとする利益の保護の必要性等についてどのような判断をしたのかも,全く明らかでない。また,行政処分の事実は公表されている以上,本件不開示情報2の開示によって更に特定会社の権利利益が害される余地はない。したがって,現時点においては,当該蓋然性があるとは到底いえず,本件審査基準に照らしても,本件不開示理由が同号イに該当するとはいえない。

また、以上の点をおいても、本件不開示情報2を公にすることが必 要と認められる(法5条2号ただし書)。すなわち、本件開示請求の 目的は、まず第一に、特定会社が金融商品取引業者として厳に履行す べき法令を遵守した業務執行を怠り、①特定事項1の管理が極めて不 適切であったこと、②特定事項2の管理の不備、③特定事項3が機能 していない状況があったことが、それぞれ処分庁による処分勧告(及 びこれを受けた金融庁による処分)によって公にされたところ、肝心 の特定事項1及びその管理の実態についてはそれ以上に処分庁によっ て明らかにされなかったため、特定会社の顧客が具体的な被害を被っ たのかどうかを検証することにある(敷衍するなら,行政処分の勧告 書等においては、特定会社の「特定事項1の管理が極めて不適切であ ったこと」などという極めて抽象的な表現が使われているが、これを 一読すると、同社のシステム全体が機能しておらず会社としてはもは や取引を継続できない状況にあるのではないか、同社の顧客に対して も特定事項1等によって深刻な被害を与えたのではないか、という印 象を受ける。しかし,実際には特定会社は業務を継続し,引き続き顧 客との間で今日まで取引を行っており、顧客に対して特定事項1に関 する補償をしたという報道ないし発表はない。そうすると、処分庁が 処分勧告の対象とした特定事項1というのは、それほど深刻でなく、 顧客には被害を与えなかったか,あるいは被害を与えたにもかかわら ず特定会社(及び処分庁)がこれを公表しないことによって被害が隠 蔽されているのではないか,という合理的な疑いがある。つまるとこ ろ,特定事項1の内容が分からない限り,この点が明らかにされるこ とはないのである。)。そして第二の目的として、処分庁が処分勧告を 行った特定事項1等とはいかなるものであったかを知ることによって, 処分庁がその勧告権限を適切に行使していたか否かを監視し、確認す ることがある(法1条の目的)。

したがって、人の生活又は財産を保護するため、本件不開示情報2 は公にする必要があるから、本件不開示情報2は法5条2号ただし書 により開示されなければならない。

エ 本件不開示情報2は、法5条6号イに該当しないこと

上記(1) 工で述べたことと同じ理由により、本件不開示情報2を公にすることによる利益を踏まえても看過し得ないような実質的な支障が処分庁の事務に生じるとはいえず、その事務の適正な遂行について実質的な支障が生じる蓋然性も認められないから(前掲東京地判平成28年1月14日)、本件不開示情報2は、法5条6号イには該当しない。

オ 本件不開示情報2を部分開示すべきこと

処分庁は、本件不開示情報 2 に記載された情報は互いに密接に関連しており、全体として一つのまとまった内容をなすものであるとして、部分開示をすべきものとは認められないというが、もとより「付属資料」にいかなるものが含まれているのかさえ明らかにされていないため、処分庁の主張は裏付けを欠くものである。このように、文書の内容さえ開示せずに「全体として一つとしてまとまった内容をなすもの」であるから部分開示も必要ないという論法を許してしまえば、およそ全ての行政文書の開示が不要となることは明らであって、これは「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」という法 1 条の目的をないがしろにするものといわざるを得ない。したがって、本件不開示情報 2 については法 6 条に基づき部分開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が処分庁に対して行った平成28年4月28日付け行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。)に関し、処分庁が、同年5月27日付け行政文書開示決定通知書及び行政文書不開示決定通知書(証監委第4093号)において本件対象文書の一部を不開示とした処分(原処分)については、以下のとおり、これを維持すべきものと思料する。

1 本件請求文書について

本件請求文書は、特定会社について特定年月日付けでなされた行政処分 勧告の基となった一切の文書(同社に対する報告徴求書面及び同社からの 報告書を含む。)である。

2 原処分について

- (1)原処分は、本件開示請求に関し、別紙の2に掲げる3文書を本件請求 文書に該当するものとして特定した上で、文書3については全部開示と する一方、文書1についてはその一部のみ開示し、文書2についてはそ の全部を不開示とする旨の決定を行った。
- (2)処分庁が、文書1及び文書2(本件対象文書)について上記(1)の とおり決定した理由は次のとおりである。

ア 検査報告書について(文書1)

検査報告書に記載されている情報のうち、特定会社の役職員その他の個人に関する情報については法5条1号に、特定会社及びその他の法人に関する情報については同条2号イに、特定会社に対する任意の検査で得た情報及び検査の着眼点や手法等の検査方法に係る情報については同条6号イに、特定会社に対する検査を担当した証券検査官の氏名については同条1号及び6号イに該当することから、

その一部のみを開示する旨の決定を行った。

イ 検査報告書付属資料について(文書2)

検査報告書付属資料には、検査報告書と同じ類型の情報が含まれ、 上記アと同様、各情報は法 5 条 1 号、 2 号イ、 6 号イにそれぞれ該 当するほか、当該文書に記載された情報が互いに密接に関連してお り、全体として一つのまとまった内容をなすものであって、不開示 情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができず、法 6 条 1 項の規定に基づいて部分開示をすべきものとは認められない ことから、その全部を不開示とする旨の決定を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、大要、①原処分が法 5 条 1 号、 2 号イ、 6 号イに該当するとして不開示とした情報は、いずれも各条項に該当するものとはいえない、②同条 2 号イに該当されるとされる情報については、仮に同条項に該当するとしても、同号ただし書に基づき開示されなければならない、③たとえ不開示情報が含まれていたとしても、法 6 条に基づき部分開示されなければならないと主張して、原処分のうち本件対象文書について不開示とした部分の取消しを求めている。

- 4 原処分の妥当性について
- (1) 本件対象文書について
 - ア 一般に、検査報告書とは、立入検査終了後に、主任検査官において、 検査を通じて把握した事項や問題点等、検査結果をとりまとめた文 書であり、検査報告書付属資料とは、検査先より提出を受けた資料 や、検査先から特定の事実関係についての認識等に関する回答を得 るために証券検査官が様式を指定して記載を求めた資料等、検査結 果をとりまとめる際の基礎資料が編てつされた文書である。
 - イ 上記2のとおり、検査報告書の一部及び検査報告書付属資料の全部を不開示とした原処分に対して、審査請求人は、上記3のとおり、法5条1号、2号及び6号イの各不開示事由該当性並びに法6条に基づく部分開示の必要性について主張していることから、以下、不開示とされた部分に記録されている情報の性質に照らして、原処分の妥当性を検討する。
- (2) 本件対象文書の不開示事由該当性について
 - ア 法5条6号イ該当性について
 - (ア)任意の検査を通じて当社より得た情報

本件対象文書には、立入検査の過程で当社より任意の提出を受けた情報として、証券検査官が問題として指摘した点に対する特定会社の認識、特定の事実関係に関する証券検査官からの質問に対して特定会社が回答した内容及び特定会社の経営内容の実態や内部管理

態勢といった経営上の機密やノウハウに関する情報が含まれている。 証券取引等監視委員会及び財務局(財務支局を含む。)は、金融 商品取引業者等(以下「金商業者等」という。)に対し、業務若し くは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める権 限を有しているものの(金商法56条の2、194条の7第2項1 号、同条3項、同条7項)、直接的・物理的な強制力をもってかか る報告や提出をさせる権限を有していないため、そうした報告や提 出を実効的なものとするためには、金商業者等から任意の協力を得 るほかない。

そして、このように報告や提出を受けた資料の中には、当該金商業者等の経営内容の実情や経営上の機密に関する情報が含まれているところ、当該情報が記載された文書が公にされるとなれば、検査における報告や提出の際、当該金商業者等によって、事実認識や内部管理態勢に係る情報の一部をことさらに空疎・曖昧な内容に止められたり、あえて報告や提出をしないなどの方策が講じられたりするなど、検査に非協力的・消極的な対応をとられることになりかねず、そのような対応をとられれば、金商業者等からの報告や提出を実効的なものとすることは到底かなわない。

したがって、立入検査の過程で特定会社より任意の提出を受けた 情報を公表すれば、検査当局における正確な事実の把握を困難にす るおそれがあることから、当該情報は法5条6号イに該当する。

(イ)検査の着眼点や手法等の検査方法に係る情報

本件対象文書には、検査の着眼点や手法等の検査方法に係る情報が記載されている。

このため本件対象文書の内容が公となれば、検査の着眼点や手法 等の検査方法に係る情報が明らかとなるところ、他の金商業者等に おいては、当該情報を具体的に把握・分析することにより、あらか じめ検査当局の検査方法等を知悉する機会が与えられることになる。

そのような状況下で検査当局が他の金商業者等に対する検査を行った場合,こうした事前分析を行っていた当該金商業者等によって 証拠の隠匿や事実隠蔽といった対応がなされる可能性は極めて高い。

したがって、検査の着眼点や手法等の検査方法等に係る情報を公表すれば、検査当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ 又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあること から、当該情報は法5条6号イに該当する。

(ウ)特定会社に対する検査を担当した証券検査官の氏名及び印影並び に検査体制に関する情報

特定会社に対する検査を担当した証券検査官の氏名及び印影は、

特定の個人を識別することができる情報であって、法 5 条 1 号本文前段に該当するところ、どの金商業者等の検査をどの検査官が行ったかが公にされると、当該検査官に対して、故意に検査の遂行を妨げようとする者から不当な圧力が加えられるおそれがあり、国の機関が行う検査業務に支障があることは明らかである。したがって、証券検査官の氏名及び印影は、同条 6 号イにも該当する。

加えて、本件対象文書には、検査体制の規模や構成等に関する情報も記載されているところ、当該情報を公にすると、検査方針等とも関連する検査体制の一端を明らかにすることになり、今後、検査が実施される他の金商業者等において、検査の際に、検査方針等を事前に予測することが可能となるなど、検査当局における正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められるから、当該情報は、同条6号イにも該当する。

(エ)審査請求人の主張に対する反論

これに対し、審査請求人は以下のとおり主張するが、いずれも理 由がない。

a 審査請求人は、「法5条6号イに該当するとされる不開示情報 を公開することで実質的にどのような支障が生じ、どのような 法的権利が侵害される蓋然性があるのか明らかでない」と主張 する。

しかしながら、上記(ア)ないし(ウ)の情報を公にすると、 検査当局における正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違 法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが具体的に存 在することは、既に述べたとおりである。

また、上記(ウ)の情報については、既に述べた点に加え、そもそも証券検査官が検査をするに当たっては、検査対象先の会社を直接訪問し、検査対象者と直接相対する形で検査が実施されることからすれば、証券検査官の氏名が公にされることにより、不当な圧力が掛けられ、検査の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあるというべきである。

このような支障のある情報を公表すれば、検査の目的である公益又は投資者保護という法的利益が侵害される蓋然性が認められることは明らかである。

b 審査請求人は、「金商法56条の2の報告徴取・検査については、これを拒み、忌避し、あるいは虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合には罰則が設けられているのであるから、事業者が報告徴取・検査に非協力的となることはない」と主張する。しかしながら、金商法56条の2の報告徴取・検査は、罰則を

背景とするものではあっても、検査対象者等の任意の協力を得て行われるものであり、かかる検査の内容を公にした場合、検査対象者等において、検査時の報告内容や状況等が広く公表されることを危惧して、任意の協力をしなくなり、また検査手法が明らかになることで、法令違反行為を原因とする行政処分を免れるための不当な行為を容易にするおそれがあるのであるから、検査の適正な遂行に支障を及ぼして、検査に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるというべきである。

イ 法5条2号イ該当性について

(ア)特定会社の経営内容の実態や内部管理態勢などの経営上の機密や ノウハウに関する情報

本件対象文書には、特定会社の経営内容の実態や内部管理態勢などの経営上の機密やノウハウに関する情報が記載されている。

当該情報が公になれば、競合する他の金商業者等が特定会社の経営上の機密やノウハウを利用するなどして、特定会社が将来獲得できたはずの顧客を獲得したり、特定会社の既存の顧客を奪うなどのおそれがあるから、当該情報は、これを公にすることにより、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえ、法5条2号イに該当する。

(イ) 特定会社の取引先に係る情報

本件対象文書には、特定会社の取引先に係る情報も記載されているところ、当該情報が公になれば、特定会社に対する検査当局の評価とあいまって、特定会社の取引先に対する風評被害が広まるなど、特定会社の取引先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるといえ、法5条2号イに該当する。

(ウ) 審査請求人の主張に対する反論

これに対し、審査請求人は以下のとおり主張するが、いずれも理 由がない。

a 審査請求人は、「特定会社及びその他の法人のいかなる情報が不開示情報とされたのかさえ明らかでなく、これを公開することで特定会社その他の法人のいかなる利益が害されるのか、当該利益が害される蓋然性があるのか、当該蓋然性の有無の判断につき害されるとする利益の保護の必要性等についてどのような判断をしたのか明らかでない」と主張するが、特定会社及びその取引先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性が認められることは、上記(ア)及び(イ)のとおりであ

る。

b 審査請求人は、「特定会社に対する行政処分の事実は既に公表 されている以上、当該行政処分の根拠となった文書に係る不開 示情報を開示することによって特定会社の権利利益が更に害さ れるとはいえない」などと主張する。

しかしながら、公表されている行政処分の事実は、検査結果を 踏まえて、必要な部分を要約して記載したものにすぎず、本件 対象文書には、公表されている内容以上に詳細かつ具体的な事 実関係が記載されているほか、公表されていない特定会社の経 営上の機密・ノウハウに係る情報も記載されているのであるか ら、これを公にすれば、特定会社の権利、競争上の地位その他 正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

c 審査請求人は、「法 5 条 2 号イに該当するとしても、本件開示請求の目的は、特定会社の不適切な業務執行により特定会社の顧客が具体的な被害を被ったかどうかを検証し、また、処分庁がその勧告権限を適切に行使したかを確認することにあるため、同号ただし書により開示されるべきである」と主張する。

しかしながら、かかる主張は、本件開示請求の目的を単に述べ たものにすぎず、情報公開制度は、その請求目的によって、開 示範囲に係る判断を異にするものではない。

また、特定会社に対する行政処分の理由は、既に勧告書等において公表されている上、仮に処分庁による勧告権限の行使に疑問がある場合には、当事者である特定会社において訴訟を提起することが可能である。

そもそも、本件対象文書に記載されている法 5 条 2 号イに該当する不開示情報、すなわち特定会社の経営内容の実態や内部管理態勢などの経営上の機密やノウハウに関する情報や特定会社の取引先に係る情報は、その性質上、公表されないことによって、現実に人の生命、健康、生活又は財産に具体的な侵害を発生させるものということはできず、また、将来これらが侵害される蓋然性が高いということもできない。

そうすると、こうした情報を開示することによって人の生命、 健康、生活又は財産を保護する必要性があるとはいえず、当該 情報が法5条2号ただし書に該当するということはできない。

- ウ 法5条1号該当性について
- (ア)特定会社に対する検査を担当した証券検査官の氏名及び印影本件対象文書には、特定会社に対する検査を担当した証券検査官の氏名及び印影が含まれている。これらは、個人に関する情報であ

って、特定の個人を識別できる情報であるから、法 5 条 1 号本文前段に該当する。

また、どの金商業者等の検査をどの証券検査官が行ったかについては公表慣行がなく、これを開示した場合、当該検査官に対して不当な圧力が掛かるおそれがあると考えられるから、開示すべきものとはいえず、「公にすることが予定されている情報」に当たるとはいえないから、同号ただし書イには該当せず、また同号ただし書口及びハに該当する事情も存しない。

(イ) 特定会社役職員の氏名、役職名その他の個人に関する情報

本件対象文書には、特定会社役職員の氏名、役職名その他の個人に関する情報が含まれている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるから、法5条1号本文前段に該当する。

なお、特定会社役職員の氏名及び役職名に関し、特定会社ホームページ等で公表されている者がいるとしても、検査を通じて把握した事項や問題点等と不可分一体のものとして記載されているものについては、法5条2号イないし6号イの不開示情報の範疇に含まれることから、いずれも不開示とされるべきものである。

(ウ) 審査請求人の主張に対する反論

審査請求人は、法5条1号の不開示事由該当性について、以下の とおり主張するが、いずれも理由がない。

a 審査請求人は、特定会社役職員の氏名及び役職名について「商業登記簿や特定会社ホームページで公表されているものについては、開示しても支障はない」と主張するところ、原処分においても、特定会社役員の氏名及び役職名の一部については開示しているところである。

しかしながら、検査を通じて把握した事項や問題点等と不可分 一体のものとして記載されているものについては、たとえ特定 会社自ら公にしているものであっても、法 5 条 2 号イないし 6 号イの不開示情報の範疇に含まれることは、上記(イ)で述べ たとおりである。

b 審査請求人は、証券検査官の氏名について、「職務遂行に係る情報であるときは、当該検査官の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については開示する義務があり(法5条1号ハ)、氏名以外の「職」及び「職務の遂行の内容」についてまで法5条1号を根拠に不開示とすることはできず、また、特定会社に対する検査を実施したことは、行政処分の事実が公表されている以上、公知の事実であり、当該職務遂行の内容は検査官のプラ

イバシーとは無縁であるから、検査官の氏名等を不開示とする 理由はない」と主張する。

しかしながら、法 5 条 1 号ただし書ハは、「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のみを不開示の対象から除外しており、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、不開示の対象から除外していない。これは、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名まで公にすると、公務員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、同号ただし書イに該当する場合には例外的に開示することとしたものと解される。

そのため、公務員の職務の遂行に係る情報であっても、当該公務員の氏名は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合、すなわち、法5条1号ただし書イに該当する場合でなければ、個人識別情報として不開示とされることとなる。

そして、本件対象文書に含まれる証券検査官の氏名が法 5 条 1 号ただし書イに該当しないことは上記(ア)で述べたとおりで ある。

また、氏名以外の「職」及び「職務遂行の内容」については、 上記ア(ウ)のとおり、法5条6号イの不開示情報の範疇に含 まれるものと解され、たとえ、行政処分の事実が公表され、特 定会社に対する検査を実施したことが公知の事実となっていた としても、不開示とされるべきものである。

- エ 法6条に基づく部分開示の要否について
- (ア)審査請求人は、本件対象文書について、法6条に基づき部分開示 すべきと主張する。
- (イ) しかしながら、検査報告書において不開示とした部分は、法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号イの不開示事由として整理された上で、当該 不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる部分は、既に当該不開示部分を除いて開示しているのであるから、審査請求人の主張は失当である。
- (ウ) また、検査報告書付属資料には、検査方法に係る情報や特定会社における経営上の機密に関する情報等の機微にわたる様々な情報が、文書全体に詳細かつ赤裸々に記載されている上、これらが相互に密接に関連して、全体として一つのまとまった内容となっていることから、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができない性質のものである。したがって、検査報告書付属資料に

ついては、法6条1項の規定に基づいて部分開示をすべきものとは認められない。

5 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年12月16日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 平成29年1月11日 審議

④ 同月12日 審査請求人から意見書を収受

⑤ 同年5月25日 本件対象文書の見分及び審議

⑥ 同年6月15日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書等について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものであり、処分庁は、原処分においては、別紙の2に掲げる3文書を特定し、そのうち文書3の全部を開示する一方で、文書1の一部及び文書2の全部(以下、併せて「本件不開示部分」という。)を法5条1号、2号イ及び6号イに該当するとしてそれぞれ不開示とした。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問 庁は原処分を妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏 まえ、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

文書1は、特定会社に対する証券取引等監視委員会の検査の検査報告書であり、文書2は、当該検査に係る同委員会が把握した事実関係及びそれに対する検査先の回答や検査先から提出された資料等であると認められる。

また、文書1の1枚目は鑑、2枚目は目次、3枚目、17枚目及び42枚目は目次の各項目の各鑑、4枚目、18枚目及び43枚目は目次の各項目に係る具体的な記載の最初の頁であると認められる。

(1)別紙の3の番号1に掲げる部分について

当該部分には、文書1の情報の機密性の格付けが記載されていることが認められる。府省庁における情報セキュリティ対策の基礎を成す情報の格付け及び取扱制限に関する基準等の整備については、内閣官房情報セキュリティセンターのウェブサイトにおいて公にされているところ、文書の機密性の格付けがいずれなのかを公にしても、格付けの基準として定義された秘密性の度合いの程度が分かるにすぎず、文書1に記載された内容まで明らかとなるわけではない。

当該部分は、上記のとおり、情報の機密性の格付けに係る記載にすぎず、これを公にしたからといって、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとはいえないから、法5条6号イに該当しない。

また、当該部分は、法 5 条 1 号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するとは認められず、さらに、これを公にしても、特定会社等の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、同条 2 号イにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号イのいずれに も該当しないから、開示すべきである。

(2)別紙の3の番号2に掲げる部分について

当該部分には、文書1の①作成日付、②文書の保存期間(保存期限) 及び③不開示とすべき部分の有無に係る判断内容が記載されていること が認められる。

①については、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、金融機関に対する立入検査開始日・終了日、検査結果通知日等の日付は開示すべき情報としているとのことであったこと、また、特定会社に対する勧告が特定日であり、行政処分が特定日であることは公にされていること、②については、文書1の保存期間(保存期限)は、金融庁行政文書管理規則から明らかとなること、③については、文書1に不開示とすべき情報があると判断したか否かを示しているにすぎないことから、これらを公にしたからといって、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとはいえず、法5条6号イに該当しない。

また、当該部分は、上記(1)と同様の理由により、法5条1号及び 2号イにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号イのいずれに も該当しないから、開示すべきである。

- (3) 別紙の3の番号3及び番号4に掲げる部分について
 - ア 番号4に掲げる1行目の部分について

当該部分の記載について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、金融商品取引所の取引参加者であるか否かを表すとのことであった。特定会社が金融商品取引所の取引参加者であるか否かについては、日本取引所グループがそのウェブサイトで明らか

にしているため、当該部分は、これを公にしても、特定会社の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められ ないから、法5条2号イに該当しない。

また、当該部分は、法 5 条 1 号の個人に関する情報とは認められない上、これを公にしても、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないから、同条 6 号イにも該当しない。

イ 番号3並びに番号4に掲げる2行目,4行目,5行目及び8行目の 部分について

当該部分には、①文書1の名称の一部、②特定会社の名称及び所在地、③検査を実施し文書1を作成した組織の名称並びに④当該組織における検査の担当課が記載されていることが認められる。

①及び②のうち名称は、開示決定等において特定した文書の名称を示す記載にすぎず、②のうち所在地は、原処分で既に開示されている情報と同一の情報である。また、③及び④は、金融商品取引業者等に対する検査を所掌する組織及びその中の担当課の名称であり、この点は法令等に規定されているものである。上記(2)のとおり、特定会社が証券取引等監視委員会の勧告を受けたことが公にされて、特定会社が同委員会の検査を受けたことが明らかとされていることに鑑みれば、これらを公にしても、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないから、法5条6号イに該当しない。

また、当該部分は、法 5 条 1 号の個人に関する情報とは認められない上、特定会社が、証券取引等監視委員会の検査に基づき勧告を受けたことは明らかにされており、これを公にしても、特定会社等の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同条 2 号イにも該当しない。

ウ 番号4に掲げる6行目及び7行目の部分について

当該部分には、特定会社に対する検査の検査基準日が記載されていることが認められる。上記(2)のとおり、金融機関に対する立入検査開始日・終了日、検査結果通知日等の日付は開示すべき情報とされており、これらと同質の検査基準日を不開示とすべき理由は認められず、これを公にしたからといって、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとはいえないから、法5条6号イに該当しない。

また、当該部分は、上記(1)と同様の理由により、法5条1号及び2号イにも該当しない。

- エ 以上のとおり、上記アないしウの各部分は、法5条1号、2号イ及 び6号イのいずれにも該当しないから、開示すべきである。
- (4) 別紙の3の番号5ないし7及び9ないし12に掲げる部分について 当該部分には、文書1の目次の項目等が記載されていることが認められる。これら目次の項目等は、一般的かつ抽象的な記載であり、具体的な検査の内容等を示すものではなく、これらを公にしても、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないから、法5条6号イに該当しない。

また、上記(3)イと同様の理由により、法5条1号及び2号イに該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号イのいずれに も該当しないから、開示すべきである。

(5) 別紙の3の番号8に掲げる部分について

当該部分は、原処分で既に開示された特定会社の概要と同質の情報や原処分で既に開示された情報から容易に知り得る情報、特定会社と同業種の会社が行う一般的な業務内容の記載であると認められ、これらを公にしても、検査当局の検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められないから、法 5 条 6 号イに該当しない。

また、当該部分は法 5 条 1 号の個人に関する情報とは認められない上、 当該部分は特定会社の概要についての情報であるから、これを公にして も、特定会社等の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する おそれがあるとは認められず、同条 2 号イにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号イのいずれに も該当しないから、開示すべきである。

- (6) 本件対象文書のうち上記(1) ないし(5) を除く部分について
 - ア 文書1における検査官の氏名及び印影等について

検査官等の氏名については、法5条1号本文前段に規定する個人 に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当する。

そして、どの金融機関をどの検査当局職員が検査したかについては、これを公にすると、当該職員に対して不当な圧力が掛かるおそれがあり、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて(平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ)」における「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当するものと

認められるから、法 5 条 1 号ただし書イには該当せず、また、同号 ただし書口及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

さらに、当該氏名は、個人識別部分であるから、法6条2項の部分開示の余地もないため、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

また、検査官の印影については、個人名が識別されることから、 上記の検査官等の氏名と同様の理由により、不開示とすることが妥 当である。

イ 上記アを除く部分について

当該部分の情報は、検査の着眼点・規模・項目・方法、検査に当たり収集・作成・取得等した情報やその分量に係る情報、把握した問題点、検査当局の評価等、特定会社が提出した情報並びに検査当局の質問事項及びそれに対する特定会社の回答内容等であると認められる。

これらの情報を公にすると、今後、証券取引等監視委員会等から 検査を受ける可能性のある他の金融機関において、当該情報の分析 等をし、検査当局の検査方針や検査方法を把握することにより、問 題点等の発覚を不正に免れるための措置や対策を講じることが可能 となるほか、同様の開示請求を繰り返すことにより、検査当局によ る検査の深度や範囲が明らかとなり、検査当局の検査に係る事務に 関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当 な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

なお、文書2における、①検査官の氏名並びに回答をした特定会社の役職員の氏名及び役職名については法5条1号に該当し、②特定会社が提出した情報及び特定会社の回答内容については、同条2号イに該当するとも考え得るが、本件においては、これらの情報は、その他の情報と不可分一体のものとして記載されているから、全体として同条6号イに該当するものと認められる。

したがって、当該部分は、法 5 条 6 号イに該当するため、同条 1 号及び 2 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(7)審査請求人は、本件不開示部分について、法5条2号ただし書による開示をすべきと主張しているが、別紙の3に掲げる部分を除く不開示部分については、上記(6)のとおり、同条1号及び6号イに該当するため、審査請求人の当該主張には理由がない。

また、審査請求人は、文書2について、法6条による部分開示をすべきと主張しているが、文書2に記載されている情報は、上記(6)

イのとおり、不可分一体の情報として法 5 条 6 号イに該当するものであるから、審査請求人の当該主張には理由がない。

- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。
- 4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部又は全部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号イに該当するとして不開示とした各決定については、別紙の 3 に掲げる部分以外の部分は、同条 1 号及び 6 号イに該当すると認められるので、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の 3 に掲げる部分は、同条 1 号、 2 号イ及び 6 号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙

1 開示を求める文書

特定会社について特定年月日付でなされた行政処分勧告の基となった一切の文書(同社に対する報告徴求書面及び同社からの報告書を含む)

2 処分庁が特定した文書

文書 1 特定会社に係る検査報告書

文書 2 特定会社に係る検査報告書付属資料(但し,特定年月日付行政処分 勧告の基となった一切の文書に係るもの)

文書3 特定会社に係る勧告書案

3 開示すべき部分

番号	対象文書	枚目	開示すべき部分
1			左上の四角1重囲みの全部
2		1	右上の四角2重囲み及びその中に記載の1行
			目ないし3行目
3			右上の四角2重囲みの中に記載の4行目1文
			字目ないし5文字目
4			中心部の1重囲み及びその中に記載の1行目
			(四角1重囲みを含む。), 2行目及び4行目
			ないし8行目
5	文書 1	2	全部
6		3	全部
7		4	1行目
8			29行目3文字目及び4文字目並びに30行
			目ないし36行目の全部
9		1 7	全部
1 0		1 8	1行目
1 1		4 2	全部
1 2		4 3	1行目

(注)表中の文字数の数え方は、句読点も1文字と数え、空欄(スペース) は数えない。行数については、空白行及び表の枠線は数えない。